

国の責任認めず 原発避難者 群馬訴訟

東京高裁が不当判決

東京電力福島第一原発事故をめぐる福島県から群馬県に避難した住民ら91人が国と東電に総額約4億5000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（足立哲哉判長）は21日、国と東電双方の責任を認めた一審前橋地裁判決のうち、国の責任を認めた部分を取り消しました。その上で東電に対して、原告90人に計約1億1970万円を支払うよう命じました。原告らは「不当判決」「絶対に受け入れられない」と批判しました。

同様の集団訴訟で国も被告とした控訴審判決で国の責任を初めて認めた「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟の仙台高裁判決（昨年9月）と判断が分かれま

事故の原因となった福島第一原発の敷地を超える津波について足立裁判長は、国の地震調査研究推進本部が2002年に公表した、三陸沖から房総沖にかけての地震予測「長期評価」の知見には「異論があった」として、長期評価によって津波の発生を予見することができたとはいえないと判断。長期評価に従って防潮堤設置や水密化措置の対策を講じても「事故の発生を回避することはできなかった」として、国が東電に規制権限を行使しなかったことば「違法とはいえない」と結論づけました。

一方、避難指示によらずに避難した場合も避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められると指摘。慰謝料額の算定に際し、個々の原告らについて従前の生活状況、避難や避難生活の状況などの事情を考慮して算定するのが相当としました。2017年の一審判決は国と東電に計38855万円の賠償を命じていました。

権力に迎合し忖度

怒りの声

訴訟と同じ損害なのに、なぜ判断が違うのか。生きてゆくのがいやになるほど落胆しました。被災区域で損害を分けるところも理不尽で納得できません」と最高裁に上告する決意を述べました。

原告の丹治杉江さん（64）は「この10年、原発のことを考えなかつた日はありませんでした。生業（なりわい）は「万が一にも事故を

起してはならず、司法の今野義雄事務局長は「世論を盛り上げ責任を追究しなければ、裁判所を包囲しない。それなのに、原発がなくなるまで国民の常識からかけ離れて頑張ります」と述べました。

中島孝・生業訴訟原告団長は「権力に迎合して忖度（たくはく）しないでください」と述べた判決。情けない。国民の苦しみが広がるばかりで、国政の委縮しか



群馬訴訟の控訴審判決を受けて、「不当判決」などと書かれた紙を掲げる原告団＝21日、東京高裁前

原告の丹治杉江さん（64）は「この10年、原発のことを考えなかつた日はありませんでした。生業（なりわい）は「万が一にも事故を

起してはならず、司法の今野義雄事務局長は「世論を盛り上げ責任を追究しなければ、裁判所を包囲しない。それなのに、原発がなくなるまで国民の常識からかけ離れて頑張ります」と述べました。

中島孝・生業訴訟原告団長は「権力に迎合して忖度（たくはく）しないでください」と述べた判決。情けない。国民の苦しみが広がるばかりで、国政の委縮しか